

令和4年度公益社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会事業計画について

事業計画作成方針

会員診療施設を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、入院・外来患者の減少など医業収入の減収を招き、なおその回復には時間を要するものと思われる。

このような中、直診協会においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、協会の各種事業に参加をすることとなる会員診療施設の医師をはじめとする医療関係者を感染のリスクから回避する目的をもって、直診医療学会、各種研修会、各部会事業等を実施しないこととしてきた。

このことにより、会員診療施設から納付された会費の一部は、事業費として執行されず次年度へ繰り越され、次年度事業に充てることとされ令和3年度の会費との調整を図ることとした。

以上の点を考慮し、令和4年度の事業計画の作成に当たっては、会員診療施設から納付される貴重な財源を有効かつ有益に活用することに視点を置き、新型コロナウイルス感染症禍にあっても可能な事業を選択し実施したいと考える。

については、上記事項に留意し各種事業を精査するとともに新型コロナウイルス感染症禍にあっても必要とされる各種の事業を参加者の安全・安心に重点を置き事業計画を作成するものとする。

I 会 議

1 総 会

- (1) 定時総会 年1回（6月）
- (2) 臨時総会 必要に応じて開催

2 理 事 会

- (1) 通常理事会 年2回（3月、6月）
- (2) 臨時理事会 必要に応じて開催

3 常任理事会

必要に応じて開催

4 監 事 会

年1回

※ 上記1～3に記載した会議については、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮してWebの活用も含め感染リスクを回避すること。

II 事 業

1 第62回全国国保地域医療学会

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会、千葉県国民健康保険団体連合会、正副学会長病院、各会員診療施設等と連携・協調して成功に向け努力すること。

2 各部会活動

医療従事者の知見及び技術の向上並びに経営意識の醸成を図るため、次のとおり部会活動を実施する。

なお、実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、Webの活用など感染リスクを回避することに努めること。

新型コロナウイルス感染症については、逐次更新される情報を幹事等が共有し、適切な時期に幹事会を開催して、新型コロナウイルス感染症禍にあっても部会活動が目的とするものが達成できるよう可能なものを選択して実施すること。

- (1) 医師部会
(総 会・研修会など)
 - (2) 薬剤部会
(幹事会・研修会など)
 - (3) 看護部会
(幹事会・研修会など)
 - (4) 放射線部会
(幹事会・研修会など)
 - (5) 臨床検査部会
(幹事会・研修会など)
 - (6) 栄養部会
(幹事会・栄養部門実態調査・研修会など)
 - (7) リハビリ部会
(幹事会・研修会など)
 - (8) 事務部会
(幹事会・各種実態調査・研修会など)
- 決算状況調査、労務管理調査などについては、成果品の検証を行いより有益なものとなるよう努めること。

3 医療従事者確保対策事業

- (1) 自治医科大学卒業生医師配属先選定委員会
- (2) 医療従事者募集ポスター作成及び配布並びにホームページの活用による募集活動の展開

4 研修会等

新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、Webの活用など感染リスクを回避することに努めること。

- (1) 開設者・病院診療所管理者・事務長合同研修会
- (2) 病院長・診療所長・事務長合同会議
- (3) 事務長・診療所担当課長会議

5 広報活動

(1) 機関誌「直診協会だより」について

ホームページに掲載する方法とし、紙ベースの発行物は廃止すること。

各部会の協力により掲載内容の充実を図ること。

(2) ホームページについて

各種調査物など協会の事業活動を多く掲載するようにすること。

III 表彰関係

1 直診協会長が行う表彰

2 国・県の各種表彰に係る推薦及び伝達

IV 関係団体との連携

1 公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会

(1) 全国国保地域医療学会に関すること。

(2) 地域医療現地研究会に関すること。

(3) 関東甲信静地区国保診療施設協議会に関すること。

(4) その他研修会等に関すること。

2 千葉県国民健康保険団体連合会

(1) 国保事業充実強化推進運動へ参画

(2) 審査関係図書、国保新聞の斡旋

(3) 特定健診の集合契約について

(4) 機関誌「房総の国保」の配付

3 その他

V その他

事業運営及び会計処理にあたっては、公益法人会計基準に従い行うものとする。